

包括許可

輸出しようとする貨物が「該当品」であると、輸出について経済産業省の許可を得なければなりません。これはまた、「該当品」であっても、許可申請すれば大抵のものは輸出できるともいえます。が、前述のとおり、申請書類を用意するのに少なくとも1週間、申請から許可になるまでに2週間程度を要しますので、多品種少量で商品寿命の短いものを扱う業種や、仕向け先が多様な商品を輸出する場合には向きません。こうした場合に便利な制度として包括輸出許可（以下包括許可）制度があります。

包括許可の種類

包括許可を取得すると、許可された範囲については都度の許可申請は必要なくなります。「許可された範囲」の態様に応じて、5種の包括許可があります。

- ・ 特別一般包括許可（特一包括）
- ・ 一般包括許可（ホワイト包括）
- ・ 特定包括許可
- ・ 特別返送等包括許可
- ・ 特定子会社包括許可

ここでは、「ホワイト包括」と「特一包括」について説明します。

ホワイト包括

比較的機微度の低い貨物について、ホワイト国(*1)向けの輸出を包括的に許可する制度です。簡単な手続きで取得でき、かつ維持に負担が少ないので、ホワイト国向け輸出がメインの企業にとっては最適です。難点は、NACCS(*2)利用が前提であることくらいです。

但し、日本と関係の深い中国・台湾・東南アジアが対象外であるため、これら国・地域向け輸出が多い場合には無力です。

Notes

1. 米国、西欧諸国等すべての国際的 STC 枠組みに参加している国。大国でここに含まれないものは、ロシアと中国。台湾を含め東南アジア諸国はホワイト国ではない。
2. 輸出入に関する手続きを電子的に行うシステム。STCに限定してNACCSを使用する場合、NACCSサブシステムの利用のみでよく、この範囲の利用は無料。

特一包括

特一包括は、比較的機微度の低い貨物について、一定の貨物－仕向け国・地域の組合せとなる輸出を包括的に許可します。特定国向け経済産業省と同等の審査能力・体制があると認められた者に発行され、包括許可を受けた者は都度の許可申請をすることなく、社内審査の結果、包括許可の範囲内の輸出であれば該当品を輸出することができます。きわめて強力な許可ですので、事前準備が必要であるほか許可後の義務も発生します。

特一包括を得るまでのおおまかな手順は以下のとおりです。

まず、CP（輸出管理社内規程）を制定します。CPの雛形はCISTEC（社団法人安全保障貿易情報センター）が公開しています。この雛形は最新の法令に準拠して作られていますので、これを基に各社の組織構成等を反映する最小限の変更で作成するのが最も安全です。コツは、後述の「自己管理チェックシート」の質問に明確に答えられるように作ることです。後にMETI（経済産業省）担当官とCPの適切性についてやり取りすることになります。

ので、この段階から METI と相談し、適切な CP としておけば後がスムーズになります。

次に、制定した CP を実際に運用します。これは制度上必須ではありませんが、運用期間をとることをお勧めします。いくらよい規程を制定しても、運用できないのでは意味がないからです。できればその期間に、教育訓練、監査など、年に 1 回求められる事項についても実績を作っておいたほうがよいでしょう。

次は、METI への届出です。CP の届出に、「自己管理チェックシート」を添付することになりますが、これの質問項目が多岐にわたり、かつ詳細な回答を求められるので、負荷の大きい作業となります。前述のとおり、CP の構成がチェックシートへの回答を意識したものであれば、この作業が楽になります。届け出た CP が輸出管理上充分と認められ、かつ実際の運用が CP 通りになされていると確認できれば、CP 受理票と自己管理チェックシート受理票が発行されます。

仕上げが特一包括許可の申請です。前述のチェックリスト受理票の写しを申請書に添付します。ここまでの手続きを無難におえた企業であれば、過去に問題を起こしていない限り、許可になります。

包括許可を取得した後は、（包括許可の更新を希望するのであれば）毎年の自己管理チェックシートの提出が義務となります。

このように、包括許可を取得し維持するには相応の負荷がかかります。該当品の輸出ごとに個別許可を申請するのか、包括許可を取得して都度の個別許可を回避するのか、事業の実態に合わせて選択ください。